



平成 27 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社東京放送ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石原 俊爾
(コード：9401、東証第 1 部)
問合せ先 経営戦略部長 井上 一茂
(TEL. 03-3746-1111)

基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月開催予定の第 88 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議決権の基準日後に、当社と株式会社 BS-TBS（以下「BS-TBS」といいます。）との間の株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）により当社の普通株式を取得する者に対して、本件株式交換の効力が生ずることを条件として、下記のとおり、本定時株主総会における議決権を付与することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 議決権を付与する株式

本件株式交換により交付する当社の普通株式

(参考) 本件株式交換により交付する当社の普通株式の数 12,314,784 株 (予定)

(注) 上記の本件株式交換により交付する当社の普通株式の数は、平成 26 年 12 月 4 日現在の BS-TBS の発行済株式総数 (800,000 株) 及び当社が保有する BS-TBS の普通株式数 (415,163 株) を基準に算出したものであり、変動することがあります。

2. 議決権を付与する理由

平成 26 年 12 月 4 日付の「株式会社東京放送ホールディングスによる株式会社 BS-TBS の簡易株式交換による完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」にて公表いたしました

とおり、当社は、平成 27 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、BS-TBS を株式交換完全子会社とする本件株式交換を行う予定です。

つきましては、当社は、本件株式交換の趣旨に鑑み、本定時株主総会において、本件株式交換により当社の普通株式を取得する BS-TBS の株主に対しても議決権を付与することが、本件株式交換の趣旨に合致するものであると判断し、会社法第 124 条第 4 項の規定に基づき、本定時株主総会における議決権の基準日（平成 27 年 3 月 31 日）後に本件株式交換により当社の普通株式を取得する株主に対しても議決権を付与することといたしました。なお、このような議決権の付与は、当社と BS-TBS との間で締結した平成 26 年 12 月 4 日付株式交換契約第 10 条に基づくものです。

以 上